

市民生活

支所・連絡所で固定資産税関
係証明の発行を開始

7月2日(月)から、七生支所・豊田駅連絡所でも固定資産税関係証明の発行ができるようになります。ただし、内容によっては一部取り扱いきれないものもあります。

外国人学校児童・生徒の
保護者に補助金を交付

市内在住で外国人学校(各種学校のうち外国人を対象として、小学校及び中学校に相当する教育を行う学校)に在籍している児童・生徒の保護者に補助金を交付します。

「補助金額」1人月額5千円※
日野市外国人登録原票に登録
されまたは登録されていた期間
の月数分「申請用紙配布期間」

7月2日(月)から市内郵便局の内9局で諸証明書の交付を始めます。10月から実施する自動交付機の新設と併せる

前期分：9月3日(月)〜28日(金) 後期分：2月1日(金)〜28日(木)の午前8時30分〜午後5時15分※土曜・日曜日、祝日を除く

「提出・問合せ先」申請書に必要事項を記入し、〒191-8668 6日野市役所企画調整課へ

小・中学生のお子さんの医療
費の一部助成を開始

子育て環境充実のため小・中学生のお子さんの医療費の一部助成を10月から始めます。①医療証を医療機関の窓口にて提示すると、保険診療の自己負担額の3分の1を助成します。現在、申請書を送付しています。所得制限内の方は、早めに申請してください(郵送可)。

「対象」①小・中学生(6歳に
達した日の翌日以後の最初の4
月1日から15歳の年度末まで
の児童・生徒)を養育している
②平成18年中の所得が制限額

と、ほぼ市内全域で自宅から1キロ以内の身近な場所で諸証明書を取得できるようにになります。

未滿。主たる生計者の所得のみに判定。扶養人数は平成18年中の扶養数。控除対象配偶者を含みます。所得額には社会保険料控除相当額(一律控除分)8万円が加算されています。障害者・寡婦(夫)・医療費控除、老人扶養等がある場合は問い合わせを「事前受付」7月31日(火)まで。これ以降も申請はできませんが、10月1日(月)までに④医療証を送付できない場合があります。⑤

「日時」7月20日(金)午後2時〜4時「会場」都営新町二丁目アパート集会室(5号棟)「内容」高齢者を狙う悪質商法の手口、被害発見のポイント、被害発見時の対応等「対象」会場まで徒歩で来られる方または高齢者の生活を身近でサポートしている方「定員」先着30人「申込み先」日野市地域包括支援センターせせらぎ(☎589・3560)

改正フロン回収・破壊法が10
月から施行

フロン回収・破壊法が改正され(10月から)、業務用冷凍空調機器を廃棄する者は、フロンガスの回収を委託する際に、委託者に委託確認書等の法律で定められた書面を交付しなければなりません。建物解体する場合は、業務用冷凍空調機器からのフロンガスの回収が必要で、回収は、都道府県に登録したフロン回収業者に委託しなければなりません。

「問合せ先」東京都環境局環境
配慮事業課(☎03・5388・
3471)

市内に居住し、住宅の耐震性に不安がある方を対象に、建築士を派遣して簡易な耐震調査を行います。この調査は、現在補助を行っている耐震診断とは異なるもので、詳細な耐震診断を

実施する前の目安となる予備調査を行うものです。費用は市が負担します。

「対象」市内の木造(在来軸組工法に限る)2階建て以下の住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含み、賃貸を目的とする住宅は除く)で、昭和56年以前に建築されたもの。調査には申請の手続きが必要となります。また、申請には確認通知書・検査済証・登記簿謄本・家屋所在証明書等のいずれかの写しが必要となります。「問合せ先」建築指導課(☎587・6211)

AEDの貸し出しを開始

AED(自動体外式除細動器)とは、突然心臓が停止したときに心肺蘇生と併せて、電気ショックを与えることで、心臓を正常な状態に戻す医療機器です。平成16年7月から、医療従事者以外の方でも使用できるようになりました。市民の方が安全安心にスポーツや文化活動ができるように、AEDの貸し出しを始めます。

「貸出期間」7日間「貸出申請
日」利用希望日の2カ月前から
1週間前まで「貸出方法」所定
の申請書に必要事項を記入し、
貸出窓口に提出「貸出窓口」市
役所5階文化スポーツ課・3階
産業振興課、防災情報センター
1階安全安心課「問合せ先」安
全安心課

7月は「青少年の非行防止問題に取り組み全国強調月間」(☎03・3232・3151)

7月の自然体験活動「笑顔で
子ども自然体験活動」笑顔で
キャンプ!

「日程」25日(水)※日帰り「内容」北秋川で川遊びをしよう「対象」小・中学生「費用」2千円(交通費は別)「申込み」10日(火)

「問合せ先」子育て課

「対象」市内の木造(在来軸組工法に限る)2階建て以下の住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含み、賃貸を目的とする住宅は除く)で、昭和56年以前に建築されたもの。調査には申請の手続きが必要となります。また、申請には確認通知書・検査済証・登記簿謄本・家屋所在証明書等のいずれかの写しが必要となります。「問合せ先」建築指導課(☎587・6211)

AED(自動体外式除細動器)とは、突然心臓が停止したときに心肺蘇生と併せて、電気ショックを与えることで、心臓を正常な状態に戻す医療機器です。平成16年7月から、医療従事者以外の方でも使用できるようになりました。市民の方が安全安心にスポーツや文化活動ができるように、AEDの貸し出しを始めます。

「貸出期間」7日間「貸出申請
日」利用希望日の2カ月前から
1週間前まで「貸出方法」所定
の申請書に必要事項を記入し、
貸出窓口に提出「貸出窓口」市
役所5階文化スポーツ課・3階
産業振興課、防災情報センター
1階安全安心課「問合せ先」安
全安心課

7月は「青少年の非行防止問題に取り組み全国強調月間」(☎03・3232・3151)

7月の自然体験活動「笑顔で
子ども自然体験活動」笑顔で
キャンプ!

「日程」25日(水)※日帰り「内容」北秋川で川遊びをしよう「対象」小・中学生「費用」2千円(交通費は別)「申込み」10日(火)

「問合せ先」子育て課

「問合せ先」子育て課

「開催日時」7月21日(土)・30日(月)8月18日(土)・27日(月)午前11時〜午後5時「会場」旧市民生活支援センター(高幡)「持ち物」弁当「問合せ先」子育て課

特別な支援を必要とするお子さんが、障害や発達の状況に応じた適切な教育の機会が得られるように就学相談を行います。

「日時」月曜・金曜日午前9時
〜午後4時※申込制「対象」平
成20年度から幼稚園、小・中
学校に入学予定のお子さん※秘
密は厳守「申込・問合せ先」学
校課

ドッグランの夏の利用時間が変更

ドッグランの利用時間が7月1日(日)から8月20日(月)まで、午前8時15分から午後7時までになります。

「問合せ先」環境保全課

火葬場修繕のため7月12日(木)〜23日(月)は使用できません。期間中は南多摩斎場(☎042・797・7641)をご利用ください。

「問合せ先」環境保全課

「問合せ先」環境保全課

「問合せ先」環境保全課

(必着)までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒191-0002 新井83の64平清太郎へ

「日程」18日(水)午後1時〜2時30分「会場」福祉支援センター※直接会場へ「内容」子どもが大好きなおにいさん・おじさん・そしておじいさんとして(子どもと向き合った40年、いま想うこと)「講師」平清太郎(子ども人権オンブズマン)

「問合せ先」子育て課

ドッグランの利用時間が7月1日(日)から8月20日(月)まで、午前8時15分から午後7時までになります。

「問合せ先」環境保全課

火葬場修繕のため7月12日(木)〜23日(月)は使用できません。期間中は南多摩斎場(☎042・797・7641)をご利用ください。

「問合せ先」環境保全課

「問合せ先」環境保全課

「問合せ先」環境保全課

報告

平成18年度福祉事業団決算・事業報告

5月30日の理事会・評議員会で、平成18年度収支決算・事業報告が承認されました。詳細は問い合わせを。資料は、事業団各施設、市政図書室でも見ることが出来ます。

「問合せ先」日野市福祉事業団

「問合せ先」日野市福祉事業団

「問合せ先」日野市福祉事業団